



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成26年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年9月3日

京都地方税機構監査委員 谷 明憲

同

北村 吉史



平成26年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 会計公所長及び出納員の引継ぎが文書により行われていない事例が認められた。(京都南地方事務所)</p>	<p>監査終了後、関係職員に文書により引継書を作成するよう徹底した。</p>
<p>(2) 資金前渡受払簿が作成されていない事例が認められた。(中部地方事務所、丹後地方事務所)</p>	<p>監査終了後、様式を送付し、関係職員に適正に受払簿を作成するよう徹底した。</p>
<p>(3) 納付委託整理簿について、領収証書の交付日が未記入のまま完結されていない事例(相楽地方事務所、乙訓地方事務所)、検印のない事例が認められた。(業務課、山城中部地方事務所)</p>	<p>監査終了後、関係職員に適正な記入、処理方法を徹底した。</p>
<p>(4) 公印押印の際に、浄書校合や公印審査がないまま押印されている事例が認められた。(京都南地方事務所、乙訓地方事務所、中部地方事務所、中丹地方事務所)</p>	<p>監査終了後、関係職員に適正な公印押印処理を徹底した。</p>